

関川村道九ヶ谷郷 44 号線（前瀬橋） 補修設計業務 特記仕様書

第 1 条 適用

本特記仕様書は、新潟県土木部「測量・設計・調査業務委託標準仕様書中の設計及び解析業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」と記す）」第 1102 条 14 にあたる文書である。

本特記仕様書は、関川村の村道九ヶ谷郷 44 号線に位置する前瀬橋の補修設計業務に適用する。本業務の実施にあたっては、「契約書」、「本特記仕様書」ならびに、「標準仕様書」に基づくものとする。

第 2 条 通則

本業務の実施にあたり、受注者は本特記仕様書のほか業務委託契約書、測量・設計・調査業務委託標準仕様書（新潟県土木部）、およびその他諸法令・諸法規を遵守して、業務の円滑な進捗を図るものとする。

第 3 条 業務目的

前瀬橋は、関川村の村道九ヶ谷郷 44 号線が荒川を渡河する箇所に位置している橋梁で、昭和 44 年に架橋され供用開始から 55 年が経過している。

令和 4 年度に実施した橋梁点検において、縦桁、上横構、下横構、斜材に腐食によるリベット頭部の欠損が確認されており健全度 C2 と判定されている。床版に鉄筋露出が確認されており健全度 C1 と判定されている。支承部には、ローラーカバーの変形、ローラーカバーボルトの脱落が確認され健全度 C2 と判定されている。

本業務委託では、当該損傷箇所において適切な補修工法を選定し、長寿命化に向けた補修設計を行うことを目的とする。

第 4 条 履行期間

本業務の履行期間は契約の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし翌年度以降への繰越しが可能となった場合は工期を延長する。

第 5 条 業務内容

1. 対象橋梁

橋梁名：前瀬橋（まえぜばし）

架設年次：1969 年（昭和 44 年）

路線名：関川村道 九ヶ谷郷 44 号線

地名：関川村大字金丸

橋長：L=84.5m（1 径間）

全幅員：W=3.2m

上部工形式：トラス橋

交差物件：一級河川 荒川

2. 業務項目

2-1. 現地踏査

現地調査に先立ち、現橋状況、周辺状況を確認・整理し、調査方法や規制方法、必要資機材の計画に必要な情報を把握する。また、橋梁全体的な変状等について確認を行うとともに、支障物件の有無、施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握する。

2-2. 調査・設計計画

受託者は、業務内容を確認し業務の目的・主旨を把握した上で、業務全体の調査・設計を計画し、業務計画書、調査計画書を作成する。なお、現地調査の具体的な調査位置、交通規制方法等は調査計画により決定するが、交通規制については、別紙に示す交通誘導警備員 2 名/日配置(内訳：交通誘導警備員 B を 2 名)による車両通行止め規制(1 日間)を想定している。また、車両通行止めの際し、予告看板を 2 枚設置する。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議を行い変更する。

2-3. 既存資料の収集・整理

対象橋梁に関わる既存資料を収集し、本業務に必要な項目を整理する。

2-4. 現地計測・一般図復元

現地にて各部位の構造寸法を計測し、橋梁一般図を CAD により復元作成する。なお、土中部については記載不要とする。ただし、既存資料等で土中部形状(直接基礎、杭基礎など)や土質情報等が確認される場合には、図中に転記、トレースし注記等を加筆すること。

2-5. 補修設計

補修設計は、下記の項目について行うものとする。なお、本特記仕様書に定めのない項目が必要となった場合は、監督員と協議を行い変更する。

2-5-1. 断面修復・ひびわれ補修設計

上部工の RC 床版に確認される鉄筋露出について劣化原因を推定し、損傷箇所の修復及び耐久性向上を目的とし、断面修復・ひびわれ補修の設計を行う。

2-5-2. 支承部分補修設計

支承のローラーカバーの変形、ローラーカバーボルトの脱落が確認された箇所について、機能修復、改善を目的とし、支承部分補修設計の設計を行う。

2-5-3. 鋼部材補修設計

各部材の添接部はリベットで接合されているが、腐食により頭部が欠損している箇所が見受けられる。強度への影響が考えられることからリベット断面調査を行い、補修設計を行う。

2-5-4. 再塗装補修設計

鋼材部は全体的に経年劣化によって表面錆びが生じており、突縁部を中心に膨張錆が確認される。また、腐食がよってリベット頭部が欠損している箇所が多数確認されている。この塗装塗膜には PCB

の含有が確認されている。損傷箇所の修復及び耐久性向上を目的とし、塗装塗替えの設計を行う。

2-6. 施工計画

上記の設計項目について、施工順序、施工要領、概略工程表の作成を行うとともに、施工時の留意点等を取りまとめる。

2-7. 概算工事費の算出

補修内容及び施工計画に基づき、各補修項目の概算工事費を算出しとりまとめる。

2-8. 関係機関との協議資料作成

補修工事に必要となる、河川管理者等との協議用資料を作成する。

第 6 条 照査

照査技術者は、新潟県土木部制定の標準仕様書第 1108 条に準拠し、照査を実施する。

第 7 条 設計協議

設計協議は、「業務着手時」、「中間 1 回」、「成果物納入時」の合計 3 回とし、関係機関協議を 1 回とする。なお、いずれも管理技術者が立ち会うものとする。

第 8 条 貸与資料

貸与資料は以下の通りとする。

- ・令和 4 年度 橋梁定期点検委託 報告書
- ・橋梁台帳の写し
- ・橋梁一般図、竣工図面等

第 9 条 成果物

成果物の作成は「標準仕様書」によるものとし、提出部数は以下の通りとする。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ・報告書（A4 版） | 2 部 |
| ・設計図（A3 版） | 2 部（報告書に添付） |
| ・電子データ（報告書・設計図） | 2 部（報告書に添付） |
| ・その他監督員が指示するもの | |

第 10 条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は、標準仕様書第 1201 条に示す「最新の技術基準及び参考図書」等によるものとする。